

## 平成 30 年第 2 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 30 年 6 月 19 日午前 9 時 00 分、第 2 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 加藤弘文	2 今泉吉人	3 河野 清
4 松下好延	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第 1 議案第 39 号

平成 30 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）

（総務建設委員長報告）（文教厚生委員長報告）

日程第 2 陳情第 2 号

地元業者及び東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書

（総務建設委員長報告）

日程第 3 陳情第 3 号

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書

（総務建設委員長報告）

日程第 4 陳情第 4 号

適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書

（総務建設委員長報告）

- 日程第5 陳情第5号  
すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書  
(総務建設委員長報告)
- 日程第6 陳情第6号  
住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書  
(総務建設委員長報告)
- 日程第7 陳情第7号  
地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書  
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 陳情第8号  
沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書  
(総務建設委員長報告)
- 日程第9 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第10 発議第1号  
住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書案  
(追加)
- 日程第11 発議第2号  
地方財政の拡充を求める意見書案  
(追加)
- 日程第12 発議第3号  
沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書案  
(追加)
- 日程第13 発議第4号  
主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書(案)  
(追加)
- 日程第14 発議第5号  
「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書案  
(追加)
- 日程第15 議案第40号  
工事請負契約の締結について  
(追加)
- 日程第16 議案第41号  
工事請負契約の締結について

- (追加)
- 日程第17 議案第42号  
工事請負契約の締結について
- (追加)
- 日程第18 議案第43号  
設楽町平和宣言の制定について
- (追加)
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- (追加)
- 日程第20 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
- (追加)

## 会 議 録

開議 午前8時59分

議長 皆さん、おはようございます。昨日、大阪北部で地震がありました。大きな被害が出ております。早めの復旧を願っております。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成30年第2回設楽町議会定例会(第2日)を開会します。

これから、本日の会議を開きます。はじめに町長のあいさつをお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。本日、6月議会定例会最終日に際しまして、公私とも御多用のところ、議員の皆様方におかれましては全員の方の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。6月6日に梅雨入りが宣言があって2週間が過ぎたわけですが、この間、梅雨らしい曇り空ですとか、また雨の日があまりないというようなことで、どっちかという空梅雨の傾向かなというふうにも思っておりますけれども、しかしいつ梅雨の前線が活発化するか余談を許さないという時期でもあります。一方で17日には群馬県で震度5弱、またただいま議長からもお話がありましたように18日には大阪府で震度6弱という大きな地震が発生をいたしました。こうして近年どこでこうした地震があってもおかしくないというような状況でもございます。また一方で集中豪雨等も心配をされるところでもございまして、これによる土砂災害等また河川の増水等々も含めて、こうした災害がいつどこで起きても対応ができるという体制を整えてまいりたいと思っております。

さて、先週の4日間でありましたけれども、町内4地区をまわらせていただいて、地区の皆さん方と懇談会を開催をさせていただきました。町民の皆さん方には、夜の開催にもかかわらず出席を賜りまして、いろいろな御意見等をいただいたところでもございます。またこうした意見につきましては、今後庁内でよく検討をさせていただいて、今後の町政に活かしてまいりたい

というふうにも思っております。また来週にももう一度、町内4地区をまわって懇談会を実施してまいりますので、多くの皆さん方が出席していただけることを期待をするところでもございます。

次に、今年も田口高等学校の魅力化事業といたしまして、「田口高等学校のお仕事フェア」を7月2日月曜日の午後1時40分から同校の体育館で開催をいたします。今年はこの趣旨に賛同をしていただけるということで、東栄町、また豊根村も新たに主催者として加わっていただき、田口高等学校と共催で行うこととしております。議員各位におかれましても、会場にお越しをいただいて、またフェアの様子等を見ていただければと思っております。また7月25日の水曜日には、北設3町村長で愛知県庁のほうへ出向いていきまして、平松教育長さんにこの田口高等学校の魅力化に取り組んでいくことへの意思表示というか、我々の思いというものを伝えながら意見交換をしたいというふうに考えてもおります。こうしたことも予定をしておりますので、御承知置きいただければと思います。

本定例会に際しましては、6名の方の一般質問に始まって、継続費、繰越明許費、専決処分の報告、また補正予算などの慎重審議を賜り、無事に本日最終日を迎えることができましたことに感謝を申し上げます。また本日は、工事請負契約の締結案件3件及び平和宣言の制定案件を追加上程をさせていただきましたので、初日に上程をいたしました議案同様、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、議会最終日の審議に先立ち、私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いをいたします。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7 熊谷 おはようございます。それでは平成30年第7回議会運営委員会結果の委員長報告をいたします。平成30年第2回議会定例会(第2日)の運営につきまして、6月14日に議会運営委員会を開催しました。委員全員6名ですが、5人で開催をし、途中1名の委員が参加をいたしました。以上、審査した結果の報告をします。日程第1から順次1件ごとに上程しますが、日程第1、議案第39号から日程第8、陳情第8号までは一括上程といたします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

---

議長 日程第1、議案第39号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」から日程第8、陳情第8号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

5 金田 おはようございます。大阪で大きな地震がありました。知人、友人から阪神大震災を思い出して足ががくがくして本当に怖かったという連絡がありました。お亡くなりになられた方、それから怪我をされた方、避難を余儀なくされた方にお悔やみ申し上げ、お見舞い申し上げたいと思います。

それでは平成30年第2回総務建設委員会委員長報告をいたします。6月7日、木曜日、8時57分から9時52分にかけて、総務建設委員会を開催しました。出席者は委員6名全員と議会事務局長、執行部からは町長、副町長、教育長はじめ関係課長の出席、合計10人の出席をいただきました。付託された議案1件、陳情7件、その他1件について審議しましたので、審議の結果を報告します。なお、ただいまその他の案件についてはあとでという御指示がありましたので、ここに書いてありますが、あとでさせていただきます。

では審査事件、1付託事件、(1)議案第39号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」総務建設委員会所管分について、質疑3件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。質疑については、農林水産業費、農業振興費の中から3件出ておりますので、以下に記しておきましたので御参照ください。(2)陳情第2号「地元業者及び東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書」、全員賛成で採択と決しました。採択意見というか質問のような内容でしたが、以下に記してありますので御参照ください。(3)陳情第3号「最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書」、賛成多数で趣旨採択と決しました。採択意見、趣旨採択意見は以下に記したとおりです。(4)陳情第4号「適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」、賛成多数で趣旨採択と決しました。採択意見、趣旨採択意見それぞれ1件ずつありました。(5)陳情第5号「すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書」、賛成多数で趣旨採択と決しました。採択意見、趣旨採択意見は以下に記したとおりです。(6)陳情第6号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」、賛成多数で採択と決しました。(7)陳情第7号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」、賛成多数で採択と決しました。(8)陳情第8号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」を審議しました。賛成多数で採択と決しました。採択意見、趣旨採択意見については以下に記したとおりです。

その他については、あとのところで述べさせていただきます。以上、総務建設委員長報告でした。

6 高森 おはようございます。ただいまより平成30年第2回文教厚生委員会委員長報告を行います。去る平成30年6月12日、火曜日、午前9時から9時50分

まで、文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は文教厚生委員6名全員、議長、議会事務局長。なお執行部からは、町長、副町長、教育長その他各関係課長並びに補佐全員出席されました。付託事件1件、その他を審議、そして審議結果を報告いたします。

審査事件、1付託事件、(1)議案第39号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」、質疑が2件ございました。教育費の詳細について、また連合への移行後の介護福祉の町の取り組みについて。討論なし、全員賛成により原案どおり可決いたしました。この質疑2件について、多少御説明申し上げます。最初の教育費の詳細については、これは次年度の複式学級への対応についての予算でありまして、名倉小学校3、4年生、そして津具小学校5、6年生が複式になるための補正予算となっております。連合への取り組みについてに関しては、事業は連合が引き続き継続し実施しますが、サービスに関しては町独自のサービスはそのまま続行するという事で、サービスの低下はないということでした。なお、事業によっては紙おむつ等の支給など、拡大された部分もあるという話でした。以上です。

その他に移ります。質疑6件ありました。「学校の在り方検討委員会について」、2「下水道関連工事車両トラブルについて」、3「折地川下流地元説明について」、4「下水・し尿処理場残土増加について」、5「田口地区公共下水道加入率、施設名称について」と「処理場造成地沈砂地について」、これらについて生活課より説明がありました。具体的なことをもう1回説明させていただきます。学校の在り方検討委員会今後の進め方については、設楽町立小中学校適正配置検討委員会の設置要綱を検討し、メンバーはこれから小学校に上がる親、つまり保育園の親も含めることを考えておるということで、その場の雰囲気としては多様な意見が出しにくいと、そういう雰囲気があるということ改善してほしいと、そういう要望が入りました。下水道関連工事車両トラブルに関しては、今後とも国関係の工事車両が増えることが予想されるので、業者とのトラブルを十分注意してほしいという注意喚起、そのことに関して県とも話をしたいとそういう話し合いでした。折地川下流地元説明については、6月25日に荒尾地区、小塩地区、清崎地区、田内地区の正副区長、漁業組合の正副の方々には北設広域事務組合と一緒に説明会を予定しているということでした。下水・し尿処理場残土増加については、表面の土が軟弱なので、盛り土に使用できないので搬入土で対応するということでした。またそこに一部供用開始という意味はどういうことだという説明がありましたが、施設名所、その他田口地区公共下水道加入率についても、施設完成後も管渠等が全てできるわけではないので、できたところから順繰り供用開始するという事で、一部供用というふうになっておりました。名称に関しての質問に関しては一応仮称は田口浄化センターとなっておりますが、松戸クリーンセンターの併設、隣接とありますので、それを1個にするのか

別々にするのか、またその名称については決まってないという説明でした。なお公共枿の設置については90%くらい了解いただいている説明でした。処理場の沈砂池を残すかどうかに関しては、仮設の沈砂池であるがもし希望があれば残すというそういうことでした。一応、現地において田口処理区に関してのレクチャー後、現地視察し10時30分に解散いたしました。以上で終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 議案第39号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第39号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 陳情第2号「地元業者及び東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第2号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第3号「最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第3号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第3号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

---

議長 陳情第4号「適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第4号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第4号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

---

議長 陳情第5号「すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第5号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

---



議長 陳情第6号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第6号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第6号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第7号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第7号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第7号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第8号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7 熊谷 報告書を見ますとですね、いろいろ書いてあるんですが、この他にですね、どのような意見が出され審議されたのかをちょっと教えていただきたい。

5 金田 採択の意見としては、「地方自治は憲法で保障されている。だから沖縄の現状は看過できない。」ということが出されました。それから趣旨採択の意見としては、「普天間の危険を回避するため辺野古への移転というのはいたしかたないではないか。」ということで、平行線になるような意見が出ただけです。そして採決をしましたら4対1で採択ということになりました。

7 熊谷 この問題はですね、政権が変わる前、当時誰が総理大臣だったか忘れましたが、その当時ですね、普天間基地のいろいろ問題がありました。その後政権が変わり、民主党政権になりですね、ある大臣が妙案がありますというような発想のない発言をしてですね、沖縄県民そして全国の皆さんにですね注目を浴びた結果ですね、当時の大臣は妙案はなかったというようなことから、あの当時辺野古がいいというのが、たしかあの当時の民主党政権が出されたように解釈しておりますが、そうしておいてですね、これにはやはり沖縄に、日本全国に基地がないのが1番いいわけですが、今の世界情勢からすると、やはりあのへんは大事ですからそのへんは議論をされなかったのかということですね、お聞きしたい。

5 金田 そういう話が、ここに趣旨採択意見では、「県民の無念さはわかるけれども、普天間の危険を回避するために辺野古への移転はしょうがないじゃないか。」っていう意見で出されましたので、「そういう議論はなされた。」っていうふうに理解しております。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第8号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第8号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 日程第9「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 おはようございます。平成30年第2回設楽ダム対策特別委員会の報告をいたします。平成30年6月14日、午前9時57分からここ議場におきまして、議長ほか委員全員、執行部からは町長ほか6名、設楽ダム工事事務所からは岩崎所長ほか14名、豊川水系対策本部からは永田事務局長ほか3名、ダム関連事業出張所からは廣瀬所長ほか6名の出席のもと、会議を開きました。

所掌事務の調査といたしまして設楽ダム関連事業についての議論をまずしました。質疑につきましては6件ありました。詳細につきましては記載してありますので、ご一読いただきたいと思います。次に平野松戸線付替事業計画についての質疑を行いました。質疑2件であります。最後にその他として5件の質疑がありました。以上で報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第10、発議第1号「住民の安心・安全を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

5 金田 発議第1号「住民の安心・安全を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書案」について、上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、住民の暮らしと命をまもるため、住民の安心・安全を支える行政サービス体制・機能の充実を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。別紙、次のページはねていただきますと書いてあります。よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第1号「住民の安心・安全を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第1号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。発議第1号は、原案のとおり決定されました。

---

議長 日程第11、発議第2号「地方財政の拡充を求める意見書」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

5 金田 発議第2号「地方財政の拡充を求める意見書案」について、上記の議案を別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由は、憲法によるナショナルミニマムを保障し、現在の臨時・非常勤職員等について「会計年度任用職員」制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件と必要な財源を確保するため、地方財政の拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。意見書については、次のページに綴じてあります。よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第2号「地方財政の拡充を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第2号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。発議第2号は、原案のとおり決定されました。

---

議長 日程第12、発議第3号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

5 金田 発議第3号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書案」を提出します。上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由は、「米軍基地撤去」は沖縄県民の切なる願いであり、地域に住む人々の安全と固有種の生息環境を脅かすものであってはならないため、沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。意見書案につきましては、次のページに綴じてあります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第3号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

9 山口 反対の立場から討論をいたします。現況、アジアの情勢、また国際的ないろいろな状況のもとですね、日本海においては漁場の問題、領土の侵略、また政治、日本に対する隣国の政治的な干渉等々、毎日のように報道されておる危機的な状況かと考えております。提案されております意見書におきまして、前半の「沖縄県民の民意を真摯に受け止める」また「地方自治を尊重せよ」ということについては、私も賛同をさせていただきます。ただ、国と地方自治の関係のなかでですね、長年、国防、軍事力のない日本とアメリカの提携により、沖縄には御迷惑をかけておるかと思いますが、両国また沖

縄県民を交えながら米軍基地の建設計画が現況に至っておるなか、日本の国民として大変沖縄の皆さんには御迷惑をおかけし、国防の一役を担っていただいておりますけど、民意を真摯に国も受け止めながら、地方自治を尊重して、推進していただきたいというのは一緒でございますが、1、2の要望のなかの「米軍基地建設計画を白紙に戻す」という、設楽町議会からの発信というのはいささか、国を思う一人の議員として越権行為と理解を自分ではしております。でありますので、この1行がなければ賛同いたしませんけれども、この1行で私は反対とさせていただきます。

10田中 私は、委員長報告どおりこれを採択すべしということにつきまして、賛成の立場から討論をするものであります。ただいま同僚議員が言われましたけれども、「沖縄の基地という、その存在というのはいったいいかなるものか。」と、そもそもを考えてみる必要が、私はあると思います。で、沖縄の基地が日本国土の防衛のためにおかれているというのは、大きな誤解であります。これは、アジアに対してにらみを利かせて、それに何かあったらそれに出撃をしていくと、海兵隊が主力になっておりまして、殴り込み部隊がこの基地の中に存在しているということでありまして、普天間基地、あるいは辺野古に移転をされたにしましても、日本を防衛するための基地ではないということはきちんとおさえなければならぬというふうに思います。ただし、百歩譲って、同僚議員が言われるように、基地がそれなりの意味があるにいたしましても、やっぱり沖縄において多くの悲劇を繰り返し経験してきた。その沖縄県民の総意がですね、建設中止ということを求めるのであるならば、これは強引にですね、沖縄県民に基地をおしつけるべきではない。それは間違っていると私は思います。那覇市長選挙で確かに保守派が勝ったとしましても、それはこの基地の問題の争点化を避けた勝利に過ぎません。沖縄の人たちは、過去にさまざまな苦難をなめてまいりました。由美子ちゃん事件というのがありまして、6歳の少女が米兵に拉致され嘉手納基地内で暴行された挙げ句に殺され、米軍のゴミ捨て場に捨てられた事件がありました。石川市宮森小学校には嘉手納基地の戦闘機が墜落しまして、パイロットは脱出をして逃げる一方、機体は学校に突っ込んで児童を含む17名が死亡した事件がありました。2004年には沖縄国際大学にヘリが墜落しました。また青信号の時に横断歩道を渡っていた中学生の国場君という人がおりますが、国場事件といいますが、米兵の車両にひき殺されながら犯人の米兵は軍法会議で無罪になり、なんのとがめも受けずに本国に帰った事件がありました。95年にはまた新たに米軍による少女暴行事件が起きたのであります。こうして沖縄県民は基地があるために、大変ひどい悲惨な経験を積み重ねてきたわけでありまして。そしてさらに、そもそも沖縄の基地というのは当時の米軍の銃剣によって、むりやり無法に世襲されたという歴史的経過があるわけでありまして。ですから、沖縄県民が「この基地は撤退してほしい」、「嫌だ」と言ってい

るのを無視して、強引に基地建設を進めることは、これは地方と国が対等な立場である、そういう地方自治の中でそれに反するものであるというふうに私は思います。以上申し上げまして、この意見書に対する賛成討論といたします。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。発議第3号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第3号は、原案のとおり決定されました。

---

議長 日程第13、発議第4号「主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

5 金田 6月7日の総務建設委員会において、「主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書(案)」が提案されましたので、審議いたしました。そしてその結果、全員賛成で採択と決しました。そこでここに提出させていただいております。発議第4号「主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書(案)」を提出します。上記の議案を別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由としましては、種子法が廃止されたことに伴い、都道府県が従来どおり種子供給が行えるか、特定の事業者による種子の独占が起きないかなどの懸念があるため、国において、日本の種子を保全するための積極的な施策が行われるよう意見書を提出しようとするものです。意見書案につきましては、次に綴じてありますので見ていただきたいと思います。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第4号「主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第4号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第4号は、原案のとおり決定されました。

---

議長 日程第14、発議第5号「「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

7 熊谷 発議第5号、設楽町議会議長殿、提出者は設楽町議会議員熊谷勝、賛成者設楽町議会議員田中邦利、「「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書案」、上記の議案を別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、景気に左右されない安定的な制度により森林保全施策を着実に進め、森林の公益的機能を維持するため、「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求め、愛知県知事に対し意見書を提出しようとするものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第5号「「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。発議第5号は、原案のとおり決定されました。

---

議長 日程第15、議案第40号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第40号「工事請負契約の締結について」、田口字下杉平地内の町営杉平南住宅建設に係る工事請負契約の締結については、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する50,000千円以上の工事契約に該当し、このたび事後審査型一般競争入札により工事請負金額を183,600千円として、落札者の株式会社太平建設と仮契約を締結しましたので、本契約の契約にあたり議会の議決を求めるものであります。次ページ以降に入札に係る参考資料を添付してありますが、6月8日に9社による電子入札を執行し税抜き172,420千円の予定価格に対し、落札価格は税抜

き170,000千円で、落札率は98.60%であります。本工事の概要につきましては、住宅ストック計画に基づく町営住宅の建設事業でありまして、木造平屋建てでA棟、B棟共に2棟4戸の合計4棟8戸で、間取りは1戸あたり2DKであります。さらに1枚はねていただくと、開札結果及び平面図を添付してあります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第40号の質疑を行います。質疑はありませんか。

9 山口 入札価格で質問をしたいんですけど、ここんところ公共事業におけます、建築におけます入札が非常に入札価格の落札制限価格です、予定価格ですか、の設定の問題がちょっと最近疑問に思うんですけど、今回も予定価格が8割以上超過して入札されております。清崎におきましては、度重なる入札が不能となっております。この入札価格と業者の算定、そんなに設楽町の出している予定価格というのは低額なんでしょうか。そのへんお聞きしたいと思います。

総務課長 入札の結果につきましては、ごらんとおりでありますけども、予定価格につきましては、設計業者のほうから出してもらった見積もりについて内容を審査した後、予定価格、最低制限価格もそうですけども、設定をさせていただいて入札にかけておりますので、全然問題のないことだというふうに理解をしております。以上です。

9 山口 設計業者の提案で、例えば予定価格を設定されるというのは結構でありますけど、業者がついてこれない設定価格。設計業者におきましては、これで十分できるというように、設計業者でするので思っておると思うんですけど、公正な入札をしながら公共事業を任せるわけでありますけど、なんかぎりぎりの、下手をすると入札が決まらないよというように受け取ってしまうんですけど、そのへん今後このままいくのか、またちょっと設計業者との調整及びいろいろな検討はされていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

総務課長 落札業者に関しましては、見積書を出していただいて、うちのほうの設計内容とをあわせて確認をさせていただいておりますので、その点については特に問題はないというふうに思っております。で、今言われましたように、設計の内容につきましては、担当部局で見積書なり徴収を受けた段階でその内容について精査をさせていただいて設計の金額を決めておりますので、今後も同様な方法で進めていきたいというふうには思っております。ただ、設計者の決め方についてはいろいろ御意見もありますので、それはこれからいろいろな形で検討をしていきたいというふうには思っております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。



(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第40号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第40号は、可決されました。

---

議長 日程第16、議案第41号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第41号「工事請負契約の締結について」、本議案の簡易水道配水管更新工事請負契約の締結については、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の工事契約に該当し、一般競争入札により工事請負金額55,728千円として、落札者の吉川建設株式会社設楽営業所と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。次ページ以降に入札に係る参考資料を添付してありますが、6月13日に4社による電子入札を執行し、税抜き56,020千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き51,600千円で、落札率は92.11%であります。次ページは開札結果であります。本工事の概要につきましては、田口地内の老朽化した配水管を更新すると共に耐震管を採用することで震災時の安定供給を目的とする更新工事であります。施工位置図で示すとおり、更新区間の延長は809.7メートルであります。以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第41号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 落札率について、先ほどの98.60、今回は92.11、また次にも97%というのが出てくるんですが、落札率について常に90%の後半台100%に近い値がうちの町では出ているのですが、町当局としては落札率についてはどのような考えをお持ちが質問します。

総務課長 落札率につきましては、業者がうちのほうの設計書に基づいて積算した結果、この金額なら受けれると、儲けも出るよということで、入札をされておるものですから、うちが特に干渉するべきものでもないもので、それについては特に町として考えはありません。以上です。

議長 ほかにありますか。

6 高森 業者の中で5番目のカネハチさんが辞退されてますが、これは理由的な理由でできないとかそういう理由で事態されたのでしょうか。

総務課長 詳しい内容は確認をしておりますけれども、技術者等がおらないとかそういう場合については受けても管理業者等が必要ですので、そういうことですね辞退をされたのではないかなというふうに理解をしております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第41号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第41号は、可決されました。

---

議長 日程第17、議案第42号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第42号「工事請負契約の締結について」、本議案の簡易水道配水管更新工事請負契約の締結については、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により工事請負金額を53,676千円として、落札者の設楽建設株式会社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。次ページ以降の参考資料を添付してありますが、6月13日に4社による電子入札を執行し、税抜き50,760千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き49,700千円で、落札率は97.91%であります。本工事の概要につきましては、議案第41号と同様の配水管更新工事でありまして、更新区間の延長は742.1メートルであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第42号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第42号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第42号は、可決されました。

---

議長 日程第18、議案第43号「設楽町平和宣言の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 議案第43号「設楽町平和宣言の制定について」であります。設楽町平和宣言を別紙のとおり制定をしたいので設楽町議会の議決すべき事件を定める条例第3号の各種宣言の制定に該当しますので、議会の議決を求めるものであります。6月議会最終日に、平和宣言の制定案を上程させていただきましたということで、私から提案理由について御説明を申し上げます。まず、この宣言の制定に至る経緯を申し上げますと、昨年10月に設楽町遺族会長さんから、平成21年度より隔年で開催をしてきました戦没者追悼式について、遺族会員の減少、高齢化により追悼式の参列者も少なくなってきたので、参列者を戦没者遺族だけでなく広く一般町民を対象とした平和祈念式典として実施していただけないかという申し入れがございました。私といたしましては、遺族会の総意であれば、戦争の悲劇を憂い戦没者の哀悼の意を捧げ平和を愛する心を引き継いでいかなければなりませんので、改めて遺族会の御意向をお聞かせくださいということ、回答を申し上げたところでございます。これらのことを踏まえまして、平成30年度当初予算におきましては、2年に1度開催の戦没者追悼式、または平和祈念式典を開催できるよう予算措置をしたところでもあります。このような経緯のもと、先週の6月14日の木曜日に遺族会長さん及び遺族会婦人部長さんが町民課を訪れ、遺族会各支部における意向を確認したうえでの遺族会の総意として、改めて平和祈念式典開催の申し出がなされました。町長といたしましても、遺族会の総意を真摯に受け止め、今後より一層戦争の悲惨さを風化させないとともに、未来の世代に戦争のない平和で安心して暮らせる社会を引き継いでいくためにも、本議会において別紙の平和宣言を制定いたしまして、8月には遺族会員はもちろんのこと、広く町民の皆さんに参加を呼びかけて平和祈念式典を開催したいというふうに考えております。御理解のうえ、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第43号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第43号を採決します。採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第43号は、可決されました。

議長 日程第19「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。  
議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第20「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第2回設楽町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時17分